

令和6年能登半島地震における被災文化財への対応

— 文化財レスキュー事業・文化財ドクター派遣事業を中心に —

独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター

副センター長 建石 徹

1. 地震等の概要

令和6年能登半島地震は、2024年1月1日16時10分に発生した石川県能登半島（北緯37.5度，東経137.3度）地下16kmで発生の内陸地殻内地震を本震とする地震である。この地震には、かつて「令和5年奥能登地震」と命名された2023年5月5日の地震も含まれている。地震の規模はM7.6。輪島市と志賀町で最大震度7を観測した。

能登地方では、2018年頃から地震が断続的に続いていたが、特に2020年12月頃から地震の回数が約400倍に増加していた（能登群発地震）。その活動が収束しない中、2024年1月1日16時6分にM5.5の前震が発生。4分後に本震が発生し、その後も最大震度5以上の強い余震が繰り返して発生した。

日本海沿岸の広範囲で津波が観測され、また各地で土地の隆起や沈降、土砂災害、液状化現象、建造物の倒壊、火災等が相次ぎ、交通網も寸断される等、奥能登地域（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町）をはじめ北陸地方を中心として、各地に甚大な被害をもたらした。

この地震の復旧もままならない2024年9月21日から23日には、台風から変化した温帯低気圧および活発な秋雨前線、線状降水帯等の影響で、奥能登地域を中心に記録的な豪雨となり、令和6年能登半島地震の影響で緩んでいた地盤が崩れる等の甚大な被害があった。この豪雨により土砂流出が発生した地点は約1900か所におよんだ。この豪雨は、「令和6年奥能登豪雨」と名付けられた。

これらの地震等による死者数は、直接死と災害関連死をあわせて412人、行方不明3人。住家被害は、全壊が6,425棟、半壊が23,892棟。

浸水や一部破損等の被害多数(2024年10月29日内閣府発表)。

2. 文化財の被災状況

令和6年能登半島地震により毀損等の届け出があった国指定等文化財^(註1)の件数は、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府におよぶ計426件（2024年5月30日 文部科学省発表）。このうち新潟県は96件、富山県は130件、石川県は188件を数え、突出する。主な内訳は、国宝（建造物）2件、重要文化財（建造物）56件、登録有形文化財（建造物）184件、史跡22件、特別名勝1件、名勝9件、天然記念物4件、重要文化的景観2件、伝統的建造物群13件、重要有形民俗文化財4件、重要無形民俗文化財1件等。この集計とは別に、世界遺産4件、日本遺産43件等の毀損等が報告されている。

また令和6年奥能登豪雨では、石川県で重要文化財（建造物）2件、名勝3件について毀損等の届け出があった（2024年9月26日 文化庁発表）。

これらだけでも相当な被害であることは間違いないが^(註2)、これらは氷山の一角とも言え、地方指定等文化財、未指定文化財に至る被災件数は膨大であり、いまだ正確な件数等をおさえることができない。

3. 文化財レスキュー事業、文化財ドクター派遣事業

被災文化財のレスキュー活動に関する国際的な嚆矢は、1966年のイタリア・フィレンツェにおける水害への対応とされる。日本で同様の活動が初めて組織的に実施されたのは1995年、

阪神・淡路大震災の際に文化庁が実施した「阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会」(事務局：東京国立文化財研究所)による文化財レスキュー事業であった。2011年の東日本大震災の際にはこれに範をとった「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」(事務局：東京文化財研究所)による文化財レスキュー事業が実施された。また東日本大震災の際には、「東日本大震災被災建造物復旧支援事業」(事務局：文化庁)による文化財ドクター派遣事業が初めて実施された。

文化財レスキュー事業は、被災した動産文化財(美術工芸品、有形民俗文化財、自然史資料等)を中心に緊急に保全するとともに、後に予想される損壊建物の撤去等に伴う動産文化財等の廃棄・散逸を防止することを目的とする。

- (1) 情報収集
- (2) 救出および保管
- (3) 緊急の保存および応急処置
- (4) 救出した文化財等の情報管理

を主な活動内容とする。

文化財ドクター派遣事業は、被災した文化財建造物を対象として被害状況の全貌を把握するとともに、文化財建造物の毀損の拡大を防止し、技術支援を通して文化財建造物を保存することを目的とする。

- (1) 被害調査
- (2) 調査をおこなった建造物の情報管理

を主な活動内容とする。被害調査は、目視による被災程度の悉皆調査(1次調査)、1次調査の結果、一定程度の被害が出ている建造物のうち、復旧支援委員会の協議により選定した建造物について、所有者の同意を得て内部を含めた被害の詳細を調査する(2次調査)、2次調査を実施した建造物のうち、復旧支援委員会において一定の文化財的価値が認められ、所有者が保存する意向を示す建造物について、復旧に向けた技術的支援をおこなうための基礎データの収集と概算見積もりが可能となる調査を実施する(技術支援調査)の三段階に分けられる。

令和6年能登半島地震を受けて、石川県より1月25日、富山県より2月6日付けで、被災し

た文化財等に関する救援要請が文化庁に対して提出されたことを受けて、国立文化財機構は、2月13日、「令和6年能登半島地震被災文化財等救援事業(文化財レスキュー事業)」と「令和6年能登半島地震被災建造物復旧支援事業(文化財ドクター派遣事業)」を開始した(両事務局：文化財防災センター)(第1図、第2図)^(註3)。事業規模が大きいことが予想された石川県については、文化財レスキュー事業を円滑に推進するための現地本部として、石川県、能登町のご協力を得て、金沢現地本部(石川県教育委員会内)、能登現地本部(能登町柳田公民館内)を置いた(第3図)。活動費については、文化庁からの受託費と国立文化財機構の運営費交付金を当てている。

両事業ともいまだ活動の途上であるが、文化財レスキュー事業については、事業対象件数が236件、このうち調査済件数が181件、救出済件数が133件。文化財ドクター派遣事業については、1次調査1,719棟、2次調査244棟、技術支援調査4棟を実施した。(いずれも2024年10月31日現在 文化財防災センター発表)(第4図、第5図)

4. 被災文化財の殺虫処理講習会

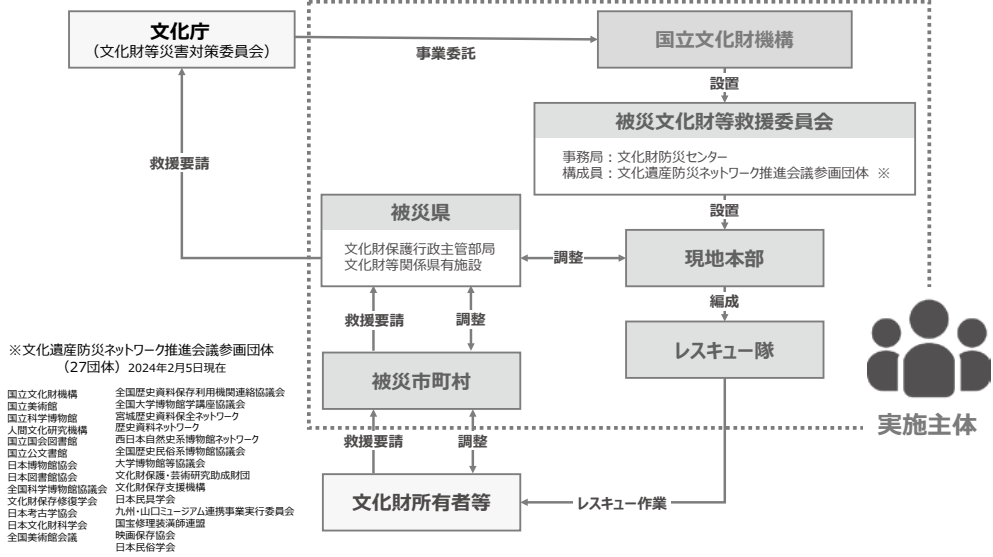
東日本大震災の発災から間もない2011年5月、奈良文化財研究所で水損文化財にかかる真空凍結乾燥法についての専門家会合がもたれた。同年6月には、東京文化財研究所で水損紙資料にかかるスクウェルチ・パッキング法等の専門家向け研修会がおこなわれた。平時における情報の共有や災害を想定した訓練等が重要であることは言うまでもないが、それと同様に、発災後の情報共有や対応の検討にかかる会合の実施はきわめて重要である。

環境問題等への対応から文化財用燻蒸剤の一部生産終了等の渦中(岩田2024)にあるこの時期に発災した本震災においては、発災直後より生物被害対策について各地の文化財担当者等から心配・懸念の声が多く寄せられていた。文化財レスキュー事業等が進行するにつれ、生物被害対策が必要となる被災文化財が一時保管施設



令和6年能登半島地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）

文化財の廃棄・散逸を防止するため、主に国指定等以外の文化財（動産文化財）を対象として、緊急に保全措置を必要とする動産文化財及び美術品を対象に、救出、応急措置し、博物館等において一時保管を実施

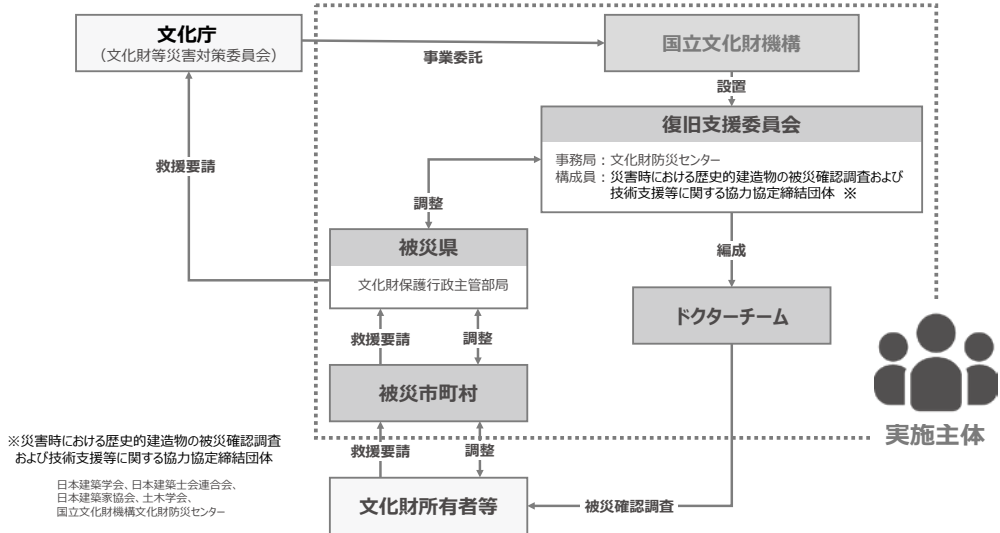


第1図 令和6年能登半島地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）



令和6年能登半島地震被災建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）

文化財建造物を保護するため、主に国指定等以外の文化財（建造物）を対象として、応急措置及び復旧に向けて専門家を派遣し技術支援等を実施



第2図 令和6年能登半島地震被災建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）



第3図 能登現地本部開所式(3月11日)



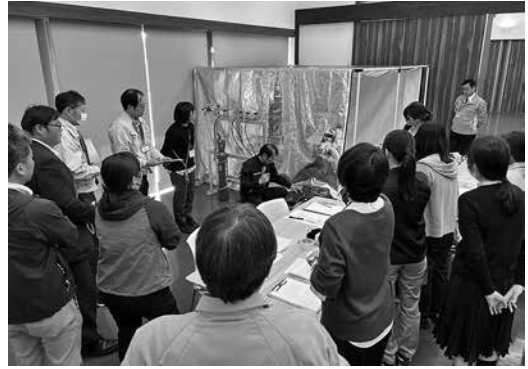
第4図 文化財レスキュー事業の様子(羽咋市)



第5図 文化財ドクター派遣事業の様子(2次調査, 中能登町)

に多数搬入される状況となり、当面はその数量が増え続けることが見込まれた。

このような状況の中、日本液炭株式会社と三菱ガス化学株式会社より殺虫処理の機材、資材



第6図 殺虫処理講習会の様子(11月6日)

等を寄贈頂いた。2024年11月6日には、これらの機材、資材等を有効活用するため、両社のご協力を得て、石川県内の文化財担当者40名を対象とした文化財の殺虫処理に関する講習会を実施した(於:七尾市のと里山里海ミュージアム)。(第6図)

5. 社会インフラとしての文化財

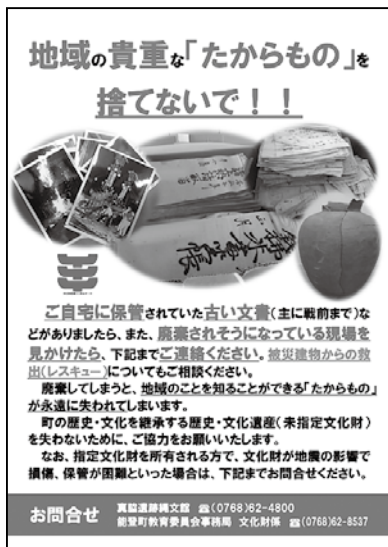
文化財は社会インフラの一つである(高妻・小谷・建石編2023)。文化財保護法では、その第三条において、文化財は「わが国の歴史・文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」とうたう。これは文化財が社会インフラであることやその機能を的確に示しているといえる。

公共政策学のスターとルーダーは、社会インフラの特徴として、

- ① 埋め込まれていること
- ② 透明性
- ③ 複数の実践への広がり
- ④ メンバーシップの一部としての学習
- ⑤ 実践の慣行との関連
- ⑥ 標準の体現
- ⑦ 既存の土台への構築
- ⑧ 破綻による可視化

を挙げる(Star and Rohleder 1996)。これらはいずれも文化財が有する諸特徴と一致する。

この度の震災では、社会インフラとしての文化財という考え方が、各地で共有され出したと



第7図 域内各所に貼られたチラシ
(能登町の例)

思う場面に多々遭遇する。その一つは、発災直後から被災地の地方公共団体等が熱心に地域に貼り紙等された「捨てないで!」キャンペーンであった(第7図)。これにより救われた文化財はきわめて多岐にわたる。

一方、本震災における対応を進める中で、筆者がかつて経験した東日本大震災、平成28年(2016年)熊本地震の際の同様の対応^(註4)と比べて、事業が進めにくいと感じる側面も存在する。その一つは、被災地の中心が奥能登地域であるという物理的なもので、現地への動線がきわめて限られ、大きな後方拠点と言える金沢市から車で片道3時間程度かかる^(註5)。被災地に宿泊可能な施設がきわめて少ないこととあわせて、被災地へのアクセスの難しさは、本事業の推進に係る深刻な課題といえる。

令和6年能登半島地震は、2020年10月に文化財防災センターが発足、活動を始めて(高妻2020, 小谷2022)から初めて経験した大災害^(註6)である。過去の経験のうち取り入れられるものは積極的に取り入れることが前提となるが、一方で、本震災、本地域に固有の対応が求められることも多々あると認識する。そのあたりの塩梅を間違えぬよう、被災した文化財と被災地の

方々に寄り添い、丁寧に各事業を進めてまいりたい。

謝辞等

文化財虫菌害研究所におかれましては、第46回文化財の虫菌害・保存対策研修会(2024年7月10日)で本稿の元となる報告・情報共有の機会を頂き、また本稿執筆の機会も頂きました。厚くお礼申し上げます。

令和6年能登半島地震にかかる文化財レスキュー事業、文化財ドクター派遣事業等について協働・連携等頂いている文化庁、石川県、富山県、新潟県、被災各公共団体、文化遺産防災ネットワーク推進会議参画団体(文化財レスキュー事業)、災害時における歴史的建造物の被災確認調査および技術支援等に関する協力協定締結団体(文化財ドクター派遣事業)等の皆様に心よりお礼申し上げますとともに、引き続きの協働・連携方よろしくお願い申し上げます。

本稿掲載の写真(第3～6図)は、いずれも文化財防災センターによる撮影です。

《註》

- 1) ここでいう「国指定等文化財」とは、国指定文化財と国登録文化財を指す。
- 2) 東日本大震災において国指定等文化財について毀損届が提出されたのは711件であった。
- 3) 文化財レスキュー事業、文化財ドクター派遣事業とは別に(というより連携しながら、と言うべきだろう)国指定等文化財については、文化庁による国庫補助金を用いた修理等事業が実施される。文化財レスキュー事業、文化財ドクター派遣事業は、国指定等文化財以外の地方指定等文化財、未指定文化財を主な対象とした活動である。
- 4) 両震災の際、筆者は、文化庁文化財部美術学芸課(当時)の文化財調査官として、文化財レスキュー事業等を直接担当した。
- 5) 金沢市から能登半島先端部(珠洲市)までの直線よりは約110km、道路距離で約140～150km。主要道路についても通行できない箇所が多数存在する(2024年10月31日現在)。
- 6) 2020年10月以降、2023年12月までの間に、全国で激甚災害は6回(いずれも台風等の豪雨災害)を数える。

文献

- 岩田泰幸 2024「文化財用燻蒸剤の変容に伴う生物被害対策の再考とその立案の考え方について」『文化財の虫菌害』87, pp.16-21
- 高妻洋成 2020「文化財防災の現状と課題」『文化財の虫菌害』80, pp.3-10
- 高妻洋成・小谷竜介・建石徹編 2022『入門 大災害時代の文化財防災』同成社
- 小谷竜介 2022「文化財防災センターの活動状況と今後の課題」『文化財の虫菌害』84, pp.3-5
- Star, S. L. and Rohleder, K. 1996 Steps Toward an Ecology of Infrastructure: Design and Access for Large Information Spaces, *Information Systems Research*, 7-1, pp.111-134